

伊勢原終末処理場内壁面広告看板掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊勢原市広告事業実施要綱（平成21年伊勢原市告示第134号。以下「要綱」という。）及び伊勢原市広告掲載基準（平成21年伊勢原市告示第169号。以下「基準」という。）の規定に基づき伊勢原終末処理場内の壁面に設置する広告看板に広告を掲出することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告物の掲出場所)

第2条 広告物（広告看板に掲出する広告をいう。以下同じ。）の掲出場所は、伊勢原終末処理場内し尿等希釈投入施設北側壁面に設置する広告看板とする。

(広告物の規格)

第3条 広告物の規格は、縦2メートル、横5メートル（面積10平方メートル）とし、夜間についてはスポット照明によりライトアップする。

2 壁面への掲出の高さは、広告物の上辺が地上5メートル以下かつ2階窓の下辺以下の高さにあることとする。

(広告の掲出料等)

第4条 広告の掲出料（以下「掲出料」という。）は、広告の取扱いに関する料金とし、市長が別に定める。

2 広告の掲出等に係る経費は、広告の掲出を希望する者（以下「広告掲出希望者」という。）の負担とする。

(広告の掲出期間)

第5条 広告の掲出期間は、1年間とする。ただし、継続して掲出することを妨げない。

(広告掲出の申込み)

第6条 広告掲出希望者は、伊勢原終末処理場内壁面広告看板掲出申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 法人又は団体の概要が分かる書類

(2) 直近1年間分の住民税納税証明書（伊勢原市以外の地方公共団体に法人又は個人に係る住民税を納めている者に限る。）

(3) 広告案

(広告掲出の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、市長が別に定める申込みの期限を経過した後、速やかに広告掲出の可否を決定し、伊勢原終末処理場内壁面広告看板掲出可否決定通知書（第2号様式）により広告掲出希望者に通知するものとする。

(掲出料の納入)

第8条 前条の規定により広告掲出の決定を受けた広告掲出希望者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに納入通知書により、掲出料を一括して納付しなければならない。ただし、要綱第9条第1項の規定により広告代理店等に広告掲載の募集若しくは広告の作成等の業務を委託した場合の掲出料は、広告代理店等に納付するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、市長が指定する日までに広告原稿を市長に提出しなければならない。

2 広告原稿は、広告主が作成するものとする。

(審査)

第10条 市長は、前条第1項の規定により提出された広告原稿の内容、デザイン等（以下「広告内容」という。）に公共施設の信用性又は信頼性を損なうおそれの有無について、審査を行うものとする。

(広告内容の変更)

第11条 市長は、広告内容が前条の規定による審査の結果により公共施設の信用性又は信頼性を損なうおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告内容の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告内容を変更しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

3 広告内容の変更に係る費用については、広告主の負担とする。

(広告掲出の取下げ)

第12条 広告主は、広告の掲出を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲出を取り下げるときは、原状回復を実施する30日前までに書面により市長に申し出なければならない。

3 市長は、第1項の規定により、広告の掲出を取り下げた場合は、納入済の掲出料は返還しない。

(広告の撤去)

第13条 広告主は、広告の掲出期間が満了したとき又は前条の規定により広告の掲出を取り下げたときは、広告主の責任において原状に復しなければならない。

2 市長は、広告主が前項の義務を履行しないときは、広告物を撤去するとともに原状に復し、広告主からその費用を徴収するものとする。

(損害賠償責任)

第14条 広告主は、広告掲出方法の瑕疵等自己の責めに帰すべき事由により、施設を破損し又は第三者に損害を与えたときは、損害を賠償しなければならない。

ならない。

(広告掲出の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲出を取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する日までに掲出料が納入されないとき。
- (2) 市長が指定する日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 第11条第1項の規定による掲出内容の変更の求めに応じないとき。
- (4) 広告主又は掲出内容が、各種法令又は要綱、基準若しくはこの要領に違反し、第11条の規定による変更をしても解消できないとき。
- (5) その他広告の掲出が適切でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告物の掲出を取り消したときは、伊勢原終末処理場内壁面広告看板掲出取消通知書(第3号様式)により広告主に通知するものとする。

(広告掲出料の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により、広告の掲出を取り消した場合は、納入済の掲出料は返還しない。

- 2 市長は、市の都合により広告を掲出することができなくなったときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 3 前項の規定により返還する掲出料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、掲出内容に関する一切の責任を負うものとする。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成26年1月23日告示第3号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年4月30日告示第108号)

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

伊勢原終末処理場内壁面広告看板掲出申込書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所・所在地
氏名・名称
申込者 代表者氏名
電話番号
(担当者名)

伊勢原終末処理場内壁面広告看板への掲出について、次のとおり申し込みます。

広告掲出希望期間	年 月 日から1年間	
広告掲出の内容		
同意事項	申込みに当たっては、伊勢原市広告事業実施要綱、 広告掲載基準及び伊勢原終末処理場内壁面広告看板 掲出取扱要領の規定に同意し、その内容を遵守 します。	
	伊勢原市税の滞納はありません。 納税状況調査を行うことに同意 します。	市記入欄 年 月 日確認

- 添付書類 法人又は団体の概要が分かる書類
 直近1年間分の住民税納税証明書（伊勢原市以外の地方公共
団体に法人又は個人に係る住民税を納めている者に限る。）
 広告案
 その他（)

第2号様式（第7条関係）

伊勢原終末処理場内壁面広告看板掲出可否決定通知書

年 月 日

住所・所在地
氏名・名称
代表者氏名 様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで申込みのありました伊勢原終末処理場内壁面広告看板への広告掲出について、次のとおり通知します。

区 分	<input type="checkbox"/> 掲出します 広告の掲出に当たっては、伊勢原市広告事業実施要綱、伊勢原市広告掲載基準及び伊勢原終末処理場内壁面広告看板掲出取扱要領の規定を遵守してください。
	<input type="checkbox"/> 掲出しません (理由)
広告掲出期間	年 月 日より1年間
広告掲出料	
納入期限	年 月 日 ※同封の納入通知書により納入期限までにお支払いください。

(事務担当は)

第3号様式（第15条関係）

伊勢原終末処理場内壁面広告看板掲出取消通知書

年 月 日

住所・所在地

氏名・名称

代表者氏名

様

伊勢原市長

印

伊勢原終末処理場内壁面広告看板への広告掲出について、次の理由により取り消しますので、伊勢原終末処理場内壁面広告看板掲出取扱要領第15条の規定により通知します。

取消年月日	年 月 日
取消理由	

（事務担当は、 ）